

## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(平成一八年六月二日法律第四九号)

### 一、提案理由(平成一八年三月二九日・衆議院行政改革に関する特別委員会)

中馬国務大臣 おはようございます。

いよいよこれから審議をいたしますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

まず、提案理由から御説明させていただきます。

このたび、政府から提出いたしました簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案の五法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を順次御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、公益法人制度改革に関する三法案、すなわち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の公益法人制度については、主務官庁の許可主義のもと、法人格の取得と公益性の判断や税制上の優遇措置が一体となっているため、法人設立が簡便でなく、また公益性の判断基準が不明確であるなど、さまざまな批判、指摘がされてまいりました。一方で、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現することが重要となっております。さらに、官から民への流れの中で、こうした民間の団体の発展を推進することは、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の実現にも不可欠なものであります。

そこで、現行の公益法人制度を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、これら三法案を提出するものであります。

それぞれの法律案の概要について、順次御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案は、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた現行の制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与のもとで内閣総理大臣または都道府県知事が行う制度を設けようとするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。

第一に、公益目的事業を行う一般社団法人または一般財団法人は、内閣総理大臣また

は都道府県知事の公益認定を受けることができることとし、公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであることその他の公益認定の基準等について定めることとしております。

第二に、公益認定を受けた公益社団法人または公益財団法人について、公益目的事業費率が百分の五十以上となることその他の公益目的事業の実施等に関して守るべき事項等を定めることとしております。

第三に、公益社団法人または公益財団法人に対する立入検査、勧告及び命令、公益認定の取り消し等の監督上の措置について定めることとしております。

第四に、内閣府に七人の有識者をもって組織される公益認定等委員会を置くこととし、内閣総理大臣が公益認定をしようとするとき等にはこの委員会に諮問しなければならないこと、都道府県についても合議制の機関を置くこと等を定めることとしております。

このほか、国民への情報提供や公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置について定めるとともに、罰則等について所要の規定を設けることとしております。

……………（略）……………

以上が、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをよろしくお願いいたします。  
二、衆議院行政改革に関する特別委員長報告（平成一八年四月二〇日）

伊吹文明君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、行政改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の五法律案について申し上げます。

……………（略）……………

次に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案は、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を、主務官庁の裁量により行うこととしていた現行の制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を、独立した委員会等の関与のもとで、内閣総理大臣または都道府県知事が行う制度を創設しようとするものであり、公益認定の基準、公益目的事業の実施等に関して守るべき事項、監督上の措置、税制上の措置、罰則等について定めております。

……………（略）……………

五法律案のうち、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案及び公益法人制度改革関連三法案については、去る三月二十三日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日五法律案は本委員会に付託されました。本委員会におき

ましては、三月二十九日中馬行政改革担当大臣から提案理由の説明を聴取し、四月三日から質疑に入り、三日及び十三日には小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、十七日には参考人から意見を聴取するなど、十七日まで九回にわたり質疑を行いました。

……………（略）……………

十八日からは六法律案を一括して議題として審査を進め、昨十九日には三たび小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、総審査時間六十六時間三十分余に及び、与野党の主張の違いはあっても、有権者より負託された政府の役割を最小限の国民負担で行うためには公的部門はいかにあるべきかの真摯な審査が行われました。

……………（略）……………

次いで、各法律案及び修正案について一括して討論を行い、採決いたしました結果、まず、松本剛明君外五名提出の国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案は賛成少数をもって否決され、次に、内閣提出の五法律案のうち、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の五法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月一九日）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平一八法四八）の附帯決議と一括して掲載）

### 三、参議院行政改革に関する特別委員長報告（平成一八年五月二六日）

尾辻秀久君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案は、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、五法律案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣を始め全閣

僚に対する総括質疑、行財政改革の核心についての集中審議、関係大臣等に対する一般質疑を行ったほか、八名の参考人から意見を聴取し、また、鳥取県において地方公聴会及び視察を行いました。

委員会における主な質疑は、行革推進法案の目的、理念とこれによる歳出削減の効果、具体的内容が先送りされている行革推進法案を提出した理由、新政策金融機関及び民営化後の商工中金等の在り方、特別会計等に係る事業の仕分、公務員の純減目標値の根拠とその妥当性、公立学校の教職員削減が少人数教育に与える影響、公益法人への天下りと随意契約発注等との関係及び実効を伴った天下り規制の必要性、公益法人改革における認定・監督に係る制度設計及び税制優遇の在り方、市場化テストの導入に際しての公務員の雇用確保等、多岐にわたっており、連日熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して広田委員より、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案に反対、自由民主党及び公明党を代表して公明党の風間理事より五法律案に賛成、日本共産党の大門委員より五法律案に反対、社会民主党・護憲連合の福島委員より五法律案に反対、国民新党・新党日本の会の荒井委員より、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案に反対、他の三法律案に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、五法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、行政改革推進法案に対して十一項目、公益法人制度改革三法案に対して七項目、公共サービス改革法案に対して七項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年五月二五日）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平一八法四八）の附帯決議と一括して掲載）